

小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決定するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録の作成)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、会議録署名委員2名が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。